

【子どもの社会参画について】

P12

◆施策名「社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり」を、以下のとおり修正する。

≪修正の考え方≫

第32次宮城県社会教育委員の会議の意見書を踏まえ、「地域づくりへの子どもの参画」について記載する。
なお、具体的な方策等については、第33次宮城県社会教育委員の会議の中で議論している。

大項目「（2）子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進」

□今後の基本的方向性

子どもの健全な育成のため、関係機関や団体等と連携しながら、子どもの育成を支援する者の活動の充実、資質の向上を図るとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発を図っていきます。

大項目 同左

□今後の基本的方向性

子どもの健全な育成のため、関係機関や団体等と連携しながら、子どもの育成を支援する者の活動の充実、資質の向上を図っていきます。また、子どもが地域の一員として地域づくりに参画することにより、子ども自身の成長のみならず、地域の活性化につながることから、地域づくりへの子どもの参画を促進していきます。

【放課後子ども総合プランについて】

P17

◆施策名「幼児期の教育・保育の確保と充実」に、以下のとおり追加する。

≪修正の考え方≫

国から示された次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針により、放課後子ども総合プランについて記載する。
なお、具体的な方策等は、推進委員会において検討することとしている。

大項目「（2）ニーズに応じた多様な子育て支援の充実」

□今後の基本的方向性
（追加）

大項目 同左

□今後の基本的方向性

国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村が放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な取組を進められるよう環境づくりを進めていきます。また、推進委員会において、教育・福祉部局の具体的な連携方策、両事業の実施方針及び地域の実情に応じた研修の実施方法等について検討し、放課後対策の総合的な在り方を協議していきます。

※施策名「子どもの成長を支える教育の推進」にも同様に追加する。

P27

大項目「（2）家庭や地域の教育力の向上」
小項目「□ 地域の教育力の向上」

□今後の基本的方向性
（追加）

大項目 同左
小項目 同左

□今後の基本的方向性

国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、教育・福祉等関係部局の連携により、市町村が放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な取組を進められるよう環境づくりを進めていきます。

【子どもと親の健康の確保と増進について】

P31・33

◆施策名を「子どもと親の健康の確保と増進」に修正するとともに、以下のとおり修正する。

≪修正の考え方≫

修正前の施策名や「不健康やせ」は、行動計画策定指針で示されている文言ではあるものの、広く一般に伝わりやすい文言に修正するもの。

施策名「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」
 大項目「(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実」
 小項目「イ 思春期の発達課題に沿った対策と地域づくり」

□現状と課題

望まない妊娠や経済的な問題から、妊婦健診を受診しない妊婦が存在し、産まれてくる子どもへの影響が問題となっています。また、十代の自死や不健康やせ等、健康行動との関連が危惧されています。

施策名「子どもと親の健康の確保と増進」
 大項目 同左
 小項目 同左

□現状と課題

望まない妊娠や経済的な問題から、妊婦健診を受診しない妊婦が存在し、産まれてくる子どもへの影響が問題となっています。また、十代の自死や極度なやせすぎ等、健康行動との関連が危惧されています。

【在宅医療対策について】

P37~38

◆施策名「子どもと親の健康の確保と増進」に、以下のとおりを追加する。

≪修正の考え方≫

第6次宮城県地域医療計画等を踏まえ、在宅医療対策に関する記述を追加するもの。

大項目「(4)小児医療の充実と小児慢性特定疾病対策の推進」

□現状と課題

(追加)

□今後の基本的方向性

(追加)

大項目 同左

□現状と課題

宮城県内の在宅生活の重症心身障害児数は約300名で、地域の医療・福祉資源は乏しく、在宅生活の介護は両親の献身的な負担によって成り立っている状況です。

□今後の基本的方向性

濃厚な医療を要する子どもに対応できる医師、訪問看護師を育成・支援していきます。また、介護職員によるたんの吸引等の支援を行い、家族が地域で孤立しないように、地域の医療・福祉資源の開発と育成に努めます。

【受動喫煙の防止について】

P34~35

◆施策名「子どもと親の健康の確保と増進」に、以下の記述を追加・修正する。

◀修正の考え方▶

パブリックコメントによる意見①及び②を踏まえ、受動喫煙の危害防止対策に関する記述を追加・修正するもの。

[パブリックコメントによる意見等]

- ① 子どもたちの健やかな成長及び子どもやその親の健康と病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策が重要である。
喫煙に関する知識普及・周知のため、幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれる。
- ② 保育所・幼稚園等において、子どもだけでなく、保護者、職員、子ども施設の外来者の健康を受動喫煙の危害から守るため、子どもたちに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また、施設外における催し等でも、その遵守・徹底をお願いしたい。
- ③ 通学路や道路、また、食堂・レストラン等のタバコの煙から子どもたちを守る抜本的施策が不可欠である。受動喫煙防止条例の制定に向けた取組や、飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの明示の義務づけも必要で有効と思う。

◇ ③については、県民、特に妊婦や子どもを受動喫煙から守るため、「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」を平成26年12月に策定したところであり、条例ではなく、ガイドラインの周知啓発を通じて各施設の実情に合った受動喫煙防止に向けた自主的な取組を促進するとともに、受動喫煙防止対策を講じている施設を登録・公表する制度を創設し、県民の利便性を向上するなど、受動喫煙防止に向けた環境づくりに取り組んでいくこととしている。

大項目「(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実」
小項目「 喫煙や薬物等に関する教育」

現状と課題
(追加)

今後の基本的方向性
小・中学生・高校生を対象とした県民参加型の薬物乱用に関する啓発事業を引き続き実施し、問題意識を高めていきます。

(省略)

(追加)



大項目 同左
小項目「 喫煙や薬物等に関する教育等」

現状と課題
受動喫煙も健康に影響を与えることが指摘されていることから、特に感受性の高い妊婦や子どもの受動喫煙を防止するための取組が求められています。

今後の基本的方向性
小・中学生・高校生を対象とした県民参加型の薬物乱用に関する啓発事業及び禁煙や喫煙による健康影響の講話等を引き続き実施し、問題意識を高めていきます。

(省略)

県民、特に妊婦や子どもを受動喫煙から守るため、受動喫煙防止に関する県民の気運醸成を図るとともに、施設の実情に合った自主的な受動喫煙防止対策を促進していきます。

【児童虐待防止対策について】

P43

◆施策名「支援を必要とする子どもや家庭への対応」を、以下のとおり修正する。

◀修正の考え方▶

パブリックコメントによる意見③及び④を踏まえ、児童虐待防止対策に関する記述を修正するもの。

[パブリックコメントによる意見等]

- ① 児童相談所は、重責に見合う予算やマンパワーの不足が懸念される。高度な専門性や職員の心のケアなどを担保するためにも予算の配分が潤沢であることを願う。
- ② 児童相談所の立入調査権等の権限強化に伴い、同時に当事者との信頼関係を保たなければならない矛盾を抱えることになったのではと懸念している。児童相談所は警察と連携して、緊急、短期的関わりとして親子分離、介入、指導に役割を特化するべきである。また、一時保護所、子どもの心のケアなど、徹底して子ども側に立つべきである。
継続的支援やカウンセリングはランチの別組織を作るか、地域や民間と連携して市町村が受け持ち、徹底して親支援を行うのが理想である。
- ③ 児童相談所等の市町村に対する技術的な支援を含めた後方支援の強化について、強化よりも組織の再編が望ましい。現行で強化を望む場合、児童相談所と市町村間で、虐待アセスメントの共通認識を確認する必要がある。
- ④ 児童相談所における親子再統合への取組の推進については、親子統合後に関わる支援者全員が一堂に会するのが理想である。親族の他にも地域の主任児童委員など、今後関わる人すべてと、親子との顔合わせをすることで関係性を築き、支援しやすくなる。

- ◇ ①の意見にあるとおり、児童虐待相談件数が増加傾向になる中、児童相談所の業務の増加が懸念されるところである。今後、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関の役割の共通認識を持ち、関係機関との連携を密にしていくよう努める。
- ◇ ②の児童相談所の業務の在り方については、国が社会情勢等を踏まえた上で、様々な機関と調整を図りながら検討していくものと認識している。現状においては、関係機関との連携を密にし、それぞれの役割を踏まえた支援を実施していくよう努める。

大項目 「(2) 児童虐待防止対策の充実」
 小項目 「□ 児童相談所の適切な関与及び体制の強化」

□今後の基本的方向性
 (追加)

児童相談所において、親族も交えて援助方針を話し合う場を設け、親子再統合への取組を推進していきます。



大項目 同左
 小項目 同左

□今後の基本的方向性
 児童相談所による市町村への後方支援は、児童虐待の深刻度に応じて適切に行っていく必要があることから、関係機関は十分な情報収集と正確なアセスメントのもと、共通認識を持ってそれぞれの役割を踏まえた支援を行っていく必要があります。今後、要保護児童対策地域協議会の一層の活性化を図り、関係機関の連携を強化するよう努めていきます。
 児童相談所において、親族も交えて援助方針を話し合う場を設け、家庭復帰の方向が決まった場合には、要保護児童対策地域協議会を活用して関係する各機関への周知や、見守り体制の整備などにより、親子再統合への取組を推進していきます。